

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の概要(案)

※下線部は法律で「計画において掲げる事項」と定められているもの

1 計画期間

平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)までの4年間

2 琵琶湖の保全及び再生に関する方針

◆ 趣旨

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」を勘案し、琵琶湖の保全及び再生に関する法律第三条に基づき、本計画を定める。

◆ 目指すべき姿

多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。

3 琵琶湖の保全及び再生のための事項

◆ 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項

下水道その他の生活排水処理施設の整備、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策ほか

◆ 水源の涵養に関する事項

水源林の適正な保全・管理、持続可能な森林整備の推進、生物多様性の保全に向けた対策の推進、農地対策ほか

◆ 生態系の保全及び再生に関する事項

湖辺の自然環境の保全・再生（ヨシ群落、内湖、砂浜、自然湖岸等）、外来動植物（オオバナミズキンバイ、オオクチバス、等）、カワウによる被害防止、水草の除去等（水草除去、湖岸漂着ごみ対策、湖底対策等）、生物多様性の保全・保護の推進ほか

◆ 景観の整備及び保全に関する事項

琵琶湖を中心とする周辺地域の一体的な景観の整備・保全、文化的景観の整備・保全ほか

◆ 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項

琵琶湖の環境と調和のとれた農業、林業、環境関連産業の振興、水産資源の適切な保存および管理（漁場再生、種苗放流、資源管理型漁業の推進、漁業振興等）、エコツーリズムの推進、湖上交通の活性化ほか

4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

- ◆水質や生態系の継続的な監視・調査 ◆試験研究機関や大学など関係機関の連携協力による研究開発 生態系の変化や水質汚濁のメカニズムの解明 ほか

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

- ◆多様な主体による協働の推進 ◆琵琶湖保全再生施策の推進体制

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する教育の充実に関する事項

- ◆体験型の環境学習の推進 ◆保全再生に係る教育・学習の振興 ◆広報・啓発

7 その他琵琶湖の保全及び再生に関し必要な事項